

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○農業振興地域の変更

(農業振興課) 一

○港湾施設の概要

(港湾課) 三

選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定等

三

告 示

○宮城県告示第六百九十八号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、令和四年宮城県告示第六百三十二号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和五年十一月十日から施行する。

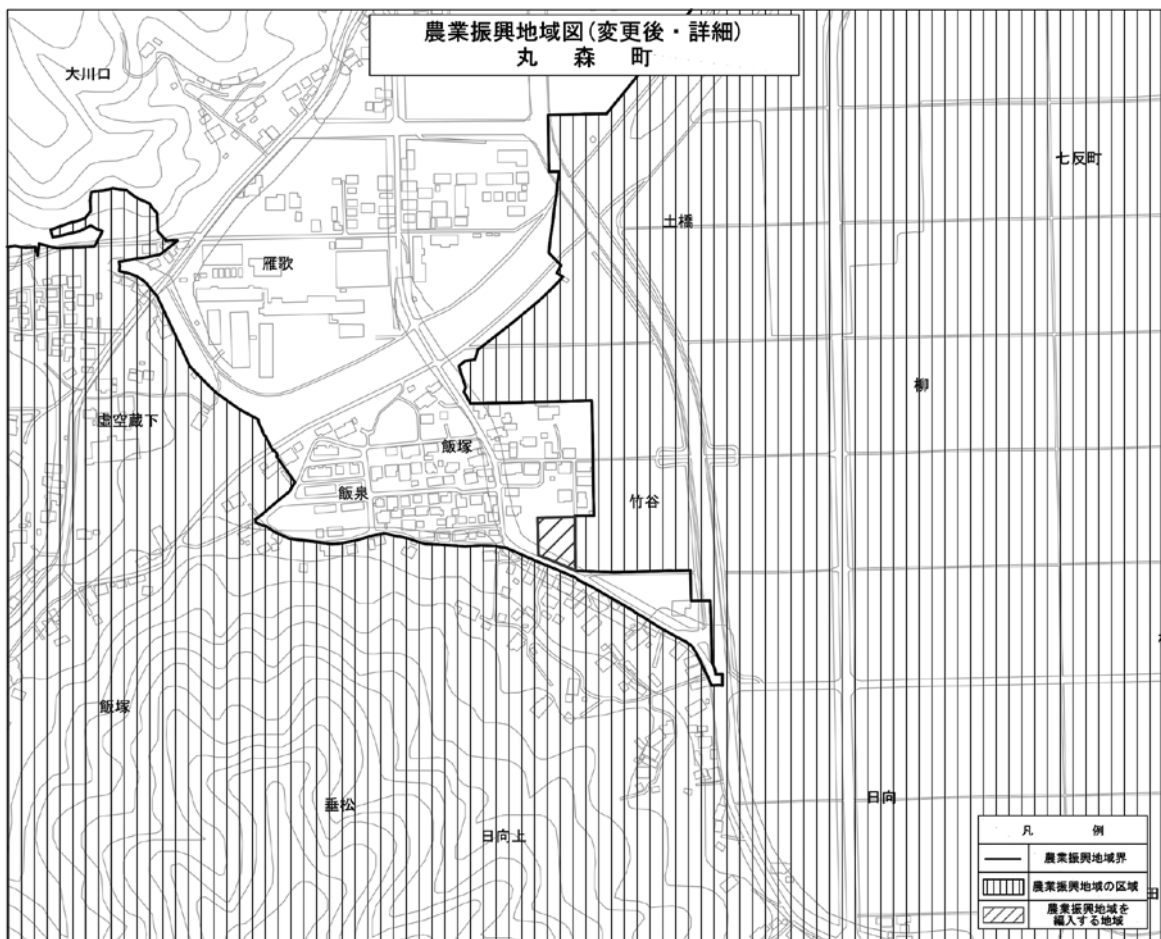
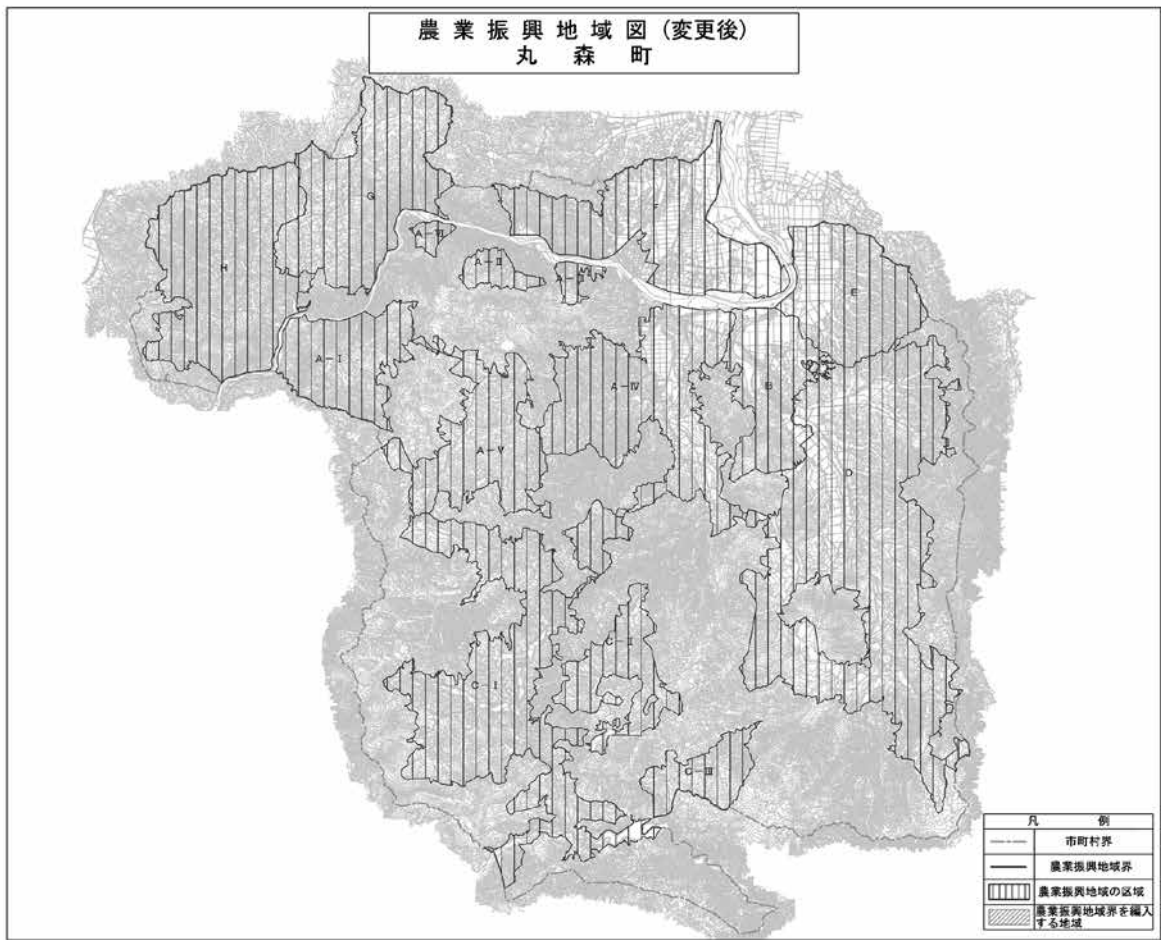
なお、その関係図面は、宮城県庁（農政部農業振興課）及び宮城県大河原地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域

丸森町のうち次の平面図に掲げる区域



○宮城県告示第六百九十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、仙台塩釜港塩釜港区の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部港湾課及び宮城県仙台塩釜港湾事務所において縦覧に供する。

令和五年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種類	施設名	位置	構造	数量・能力	備考
港湾環境整備施設	北浜緑地公園	塩竈市北浜地内	—	面積二四、五九一平方メートル	変更

選挙管理委員会

○宮城県告示第百十七号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年十一月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮城県告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二医療法人社団泉翔会介護老人保健施設泉翔の里の項中「医療法人社団泉翔会介護老人保健施設泉翔の里」を「社団医療法人至誠会介護老人保健施設由季の里」に改める。

附 則

附 則

この告示は、令和五年十一月十日から施行する。